

議会運営委員会報告書

令和3年12月22日

備前市議会議長 守井秀龍様

委員長 土器 豊

令和3年12月22日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案	件	審査結果	少数意見
請願第25号	備前市西片上地内遊技場跡地取得を目指す署名5,868名分の真正を調査・研究するための地方自治法第100条の規定による委員会の設置を求める請願	不採択	なし

議会運営委員会記録

招集日時	令和3年12月22日（水）		午前9時30分	
開議・閉議	午前9時29分	開会	～	午前9時38分 閉会
場所・形態	委員会室	会期中（第6回定例会）の開催		
出席委員	委員長	土器 豊	副委員長	森本洋子
	委員	中西裕康		尾川直行
		石原和人		青山孝樹
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	守井秀龍	副議長	掛谷 繁
傍聴者	議員	なし		
	報道	なし		
	一般	あり		
説明員	議会事務局長	入江章行	議会事務局次長	石村享平
	庶務調査係長	坂本 寛	議事係主任	楠戸祐介
審査記録	次のとおり			

午前9時29分 開会

○土器委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの御出席は6名でございます。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開催いたします。

本日は、本委員会に付託された請願の審査を行います。

それでは直ちに、請願第25号備前市西片上地内遊技場跡地取得を目指す署名5,868名分の真正を調査・研究するための地方自治法第100条の規定による委員会の設置を求める請願の審査を行います。

本請願について、委員の御発言を求めます。

意見等ございませんか。

○石原委員 冒頭で意思表示をさせていただきたいと思いますが、こちらの請願につきましては不採択とすべきという思いであります。と申しますのが、地方自治法第100条では、議会は地方公共団体の事務に関する調査、委員会を設置して行うことができるとの規定がございますが、ここで出された署名の一つ一つを確認する作業が、もし備前市に義務づけられておるのであれば、調査の範囲に入るのかなとは思いますが、その類いの署名ではないと。単に市長、またここでは議長宛てのものをお配りいただいておりますけれども、そういった部類の署名であって、地方公共団体の事務には該当しないんじゃないかという思いであります。

それから、こういった大勢の方の署名を真摯に受け止めた上で、8月議会においては、市の計画性を問うたところでありまして、何ら判断に影響もいたしておりませんし、そういうことも含め、私は不採択すべきと考えております。

○中西委員 私は、この要望書の内容、あるいは請願者の方の御意見、それぞれ立場があってお話をされていることだと、そのことはそのこととして理解しておりますけれども、その内容に至る以前の問題で、先ほど、石原委員も言われましたように、地方自治法第100条では、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うことができるという規定になっています。当該普通地方公共団体の事務に関する調査ですから、この要望書というのは、当該普通地方公共団体の事務には当たらないものであると思います。よって、この請願については、私は同意することはできません。

○青山委員 お二人の方が述べられたものと重なるんですが、やはりこの調査をするに当たるものではないということ、それから百条委員会というのは、調査権の行使に当たっては、法令、例規を遵守し、罰則規定があるとか、法に反する事象があるときは告発という議会は重大な決定をしなければいけない。今回出されております署名につきましては、一つ一つを審査しなければいけないという、そういう法的拘束力のあるものではないのではないということ、今回の請願については不採択というふうに思います。

○尾川委員 私も、発言がありましたように、まず100条第1項ということと、それからもう

一つ、要望書の中身というのか位置づけというのが、やはり陳情、要望というのが拘束を受けるものではないという、そういった中身の問題から、やはり不採択と考えます。

○森本副委員長 私も先に、これは不採択と表明しておきたいと思います。

理由としては、皆さんが言われたように、地方自治法第100条第1項に、当該普通地方公共団体の事務に関する調査ということが書いてありますので、今回の請願はその規定にそぐわない内容だと思っております。

また、署名に関しましても、愛知県のようにリコール等、法的に関係するようなものでは全くないので、今回の請願、不採択としたいと思います。

○土器委員長 ほかに意見等、付け足すことはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これより請願第25号を採決いたします。

本請願は採択することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議ありとのことですので、挙手により採決をします。

本請願は採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。よって、請願第25号は不採択と決しました。

以上で請願第25号の審査を終わります。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。

午前9時38分 閉会